

安中市教育大綱



令和6年4月

安 中 市

1 はじめに

平成27年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。

この大綱は、安中市における教育の充実を図り、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、同法第1条の4第1項に定める市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・調整した上で策定されるものです。

このようなことから、平成30年4月に安中市教育大綱を策定し、安中市の教育行政の指針としてきましたが、令和5年度で計画期間の満了を迎えるにあたり、改定を行うものです。

2 教育大綱の計画期間

本大綱の計画期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

3 教育大綱の位置づけ

この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本方針となるものです。安中市総合計画の基本構想に定める基本目標の達成に向け、教育分野の基本目標、重点施策の方向性を示すものとなります

- ・安中市総合計画 令和6年度～令和9年度（前期基本計画期間）
- ・安中市教育大綱 令和6年度～令和9年度

4 教育大綱に基づく施策の実施

本大綱に掲げる基本理念の達成に向け、4つの基本方針を掲げ、事業を実施します。

また、その実施に当たっては、安中市の現状と課題を明確にした上で、効率的かつ効果的に教育施策を推進していきます。

基本理念

～「自分らしく 心豊かに暮らせるまち」を目指して～

誰もが生涯にわたり自由に学習できる機会の充実を図るとともに、生きる力と自己を表現する力を持った子どもたちを育てる教育を推進します。

基本方針

1. 芸術・文化の振興

①芸術文化の振興

- ・市民ニーズを踏まえた魅力的な催し物の企画に努めます。
- ・施設や設備を適正に維持管理するため、計画的かつ効率的な施設の運営に努めます。

②文化財の適切な保全と活用

- ・文化財の適切な維持管理を図りつつ、有効活用を推進します。
- ・地域の財産である文化財について、情報提供と、その価値や後世に伝承する大切さを啓発します。

2. 生涯スポーツの推進

①生涯スポーツの振興

- ・誰もが楽しめる軽スポーツについて、多くの市民に紹介・周知し、競技人口の拡大に努めます。
- ・全国規模の各種大会、市外の学校やスポーツ団体の合宿等の誘致を推進し、スポーツの振興と、交流、地域経済の活性化を図ります。
- ・「安政遠足待マラソン大会」などへの多くの市民の参加と、市民や企業等との協働による運営を促進し、交流人口の拡大や地域の活性化を推進します。
- ・ジュニア世代からスポーツの基礎能力を指導し、アスリート育成を目指します。

②スポーツ施設の計画的な整備

- ・スポーツ施設の使用状況を踏まえた、改修、長寿命化の検討、維持管理などを計画的に推進します。

3. 小・中学校教育の充実

①学校教育の充実

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業づくりや学びの基盤としてのICTの有効活用を図り、魅力ある教育活動を推進します。
- ・学校運営協議会を活用し、学校が保護者や地域と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む教育を推進します。
- ・特別支援教育の充実や不登校、虐待、ヤングケアラー等、学校における諸課題への組織的な対応に努め、一人一人に応じたきめ細かな教育の充実に努めます。
- ・休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を含めた部活動改革に向けて、関係団体等と連携しながら検討を進めます。

②教育環境の整備

- ・老朽化が進む学校施設の大規模改造など、計画的かつ適正な維持管理を推進し、快適で安全な教育環境づくりに努めます。
- ・松井田学校給食センターからの食物アレルギー対応食の提供について、対応レベルの検討及び施設改修等を推進します。

4. 生涯学習・社会教育の充実、人権啓発の推進

①市民と社会のニーズに即した魅力的な学びの提供

- ・学習内容の充実と参加者の拡大や、学習成果の発表・活用機会のさらなる充実を図ります。
- ・市民ニーズに即した、図書館機能の拡充を図ります。

②学びの体制づくり

- ・社会教育関係団体と人材を育成します。
- ・施設や設備を適正に維持管理し、計画的かつ効率的な施設の運営に努めます。

③あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進

- ・社会経済情勢の変化に伴って複雑・多様化する人権課題に対し、人権教育を計画的に推進します。